

## 高砂市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項に規定する福祉ホーム(以下「福祉ホーム」という。)の運営に要する費用の一部を補助することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)を満たす福祉ホームを運営する者とする。

### (補助対象経費)

第3条 この要綱による補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 福祉ホームの管理人等に係る人件費
- (2) 福祉ホームの運営に係る需用費
- (3) 福祉ホームの維持管理に係る委託料
- (4) その他市長が必要と認める経費

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の額と別表に定める基準額（寄附金等があるときは、その寄附金等を控除した額）とを比較して少ない方の額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、高砂市障害者福祉ホーム事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当であると認めるときは、高砂市障害者福祉ホーム事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った補助対象者に通知をするものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付の決定に当たり、これに必要な条件を付することができる。

### (変更等の承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者(以下「補助決定者」という。)が、補助対象経費に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容及び経費その他申請した事項に変更を生じたとき又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、

高砂市障害者福祉ホーム事業補助金交付変更申請書(様式第3号)に必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(交付決定の変更)

第8条 第6条の規定は、前条の変更申請書の提出があった場合について準用する。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに高砂市障害者福祉ホーム事業補助金実績報告書(様式第4号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助額の確定)

第10条 市長は、補助決定者から前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、高砂市障害者福祉ホーム事業補助金確定通知書(様式第5号)により当該補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、確定前に概算払又は内払をすることができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該取消しの日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(帳簿等の整備)

第14条 補助決定者は、補助事業の収支を明らかにした帳簿を整え、収支についての証拠書類を整理し、補助事業の終了後5年間保存しなければならない。

(調査)

第15条 市長は、必要があると認めたときは、補助決定者に対し報告を求め、又は市職員に調査を行わせることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

施設種別	基準額
身体障がい者 福祉ホーム	1 定員5人から9人までの場合 3,216,000円/12月×本市入居者に係る利用月数/定員 2 定員10人から19人までの場合 3,833,000円/12月×本市入居者に係る利用月数/定員 3 定員20人から29人までの場合 5,068,000円/12月×本市入居者に係る利用月数/定員
知的障がい者 福祉ホーム	1 管理人に対する経費 216,580円×本市入居者に係る利用月数/定員 2 施設の補修費 7,350円×本市入居者に係る利用月数/定員
精神障がい者 福祉ホーム	管理人に対する経費及び施設の修繕費 227,670円×本市入居者に係る利用月数/定員

様式第1号(第5条関係)

高砂市障害者福祉ホーム事業補助金交付申請書

年 月 日

高砂市長 様

住所又は所在地

団体名

及び代表者氏名

㊞

年度 高砂市障害者福祉ホーム事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請  
します。

記

1 交付申請額 円

2 補助事業の着手年月日及び完了年月日(予定)

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 所要額調書
- (3) 収入支出予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

高砂市指令 第 号  
年 月 日

高砂市障害者福祉ホーム事業補助金交付決定通知書

氏名又は団体名  
及び代表者氏名 様

高砂市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので高砂市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱第6条の規定により通知する。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付の条件
  - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画等の変更をするときは、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (4) その他高砂市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱のとおりとする。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

高砂市障害者福祉ホーム事業補助金交付変更申請書

高砂市長 様

住所又は所在地

団体名

及び代表者氏名

印

高砂市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	高砂市指令 第 号
補助事業の内容	変更前		
	変更後		
変更又は中止 (廃止)の理由			
変更又は中止(廃止)の年月日	年 月 日(予定)		
添付書類	1 事業計画書 2 所要額調書 3 収入支出予算書 4 その他市長が必要と認める書類		

様式第4号(第9条関係)

高砂市障害者福祉ホーム事業補助金実績報告書

年 月 日

高砂市長 様

住所又は所在地

団体名

及び代表者氏名

印

高砂市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	高砂市指令 第 号
補助事業の施行場所			
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定額			
補助金の既交付額			
補助事業の経費精算額			
添付書類	1 事業実績書 2 補助金精算書 3 収入支出決算(見込)書 4 その他市長が必要と認める書類		



様式第5号(第10条関係)

高砂市指令 第 号  
年 月 日

氏名又は団体名  
及び代表者氏名 様

高砂市長 印

### 高砂市障害者福祉ホーム事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告書の提出があった高砂市障害者福祉ホーム事業補助金については、その交付額を下記のとおり確定したので、高砂市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱第10条の規定により通知する。

記

補助金の確定額 金 円也